

令和5年3月13日

第11回匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会

資料2

N D B 収載・提供情報の追加について

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

NDB 収載・提供情報の基本的考え方

1 NDBについて

【NDBの収載・情報提供】

- 厚生労働省は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」）に基づき、医療費適正化計画の作成・実施・評価に資するため、保険者等からデータの提供を受け、NDBに収載している。
- 厚生労働省は、医療費適正化計画の作成・実施・評価に資する目的で、自ら調査・分析を行うとともに、国民保健の向上に資する目的で相当の公益性を有する分析等を行う者に対して提供することができる。

【NDBの安全管理措置】

- NDBは、高確法に基づき、個人特定できないよう氏名等を削除し、匿名化した形でデータを収集している。
- NDB利用者は、高確法に基づき、他の情報と照合等の禁止義務、利用後のデータ消去、安全管理措置、不当な目的利用等の禁止などの義務が課されている。
- 厚生労働省は、法令違反などの疑いがある場合には、法律に基づく立入検査・是正命令を行うことが可能。

※NDB利用の成果物は、公表前に、個人情報の保護の観点から、希少疾患など個人が特定されないか（最小集計単位が10未満となっているか）を確認などを講じている。

2 収載・提供情報の基本的考え方

- NDBの収載・提供情報については、
 1. 医療費適正化計画での利用、国民保健の向上に資する研究利用の目的
 2. 個人特定の可能性や、それに対する対応方法等の安全管理措置
 3. 収載に要する事務負担・システム整備等の費用といった視点を踏まえ、専門委員会の意見を聞きつつ、必要な見直しを行っている。

生活保護受給者の健診情報について

1 生活保護受給者の健診情報

【医療扶助（生活保護）のオンライン資格確認導入】

- 生活保護の医療扶助については、令和5（2023）年度中に、オンライン資格確認を開始予定である。医療扶助のオンライン資格確認導入により、これまで紙媒体で運用されている医療券・調剤券（医療券等）や自治体内等でのみ活用されていた情報（健診情報等）が、オンライン資格確認等システム等で管理されるようになる。
- これにより、医療保険と同様に、被保護者がマイナポータルで自身の健診情報等を閲覧することが可能となるとともに、医療機関等で被保護者の同意の下、被保護者の医療情報や健診情報等を確認することが可能となる。

【被保護者の健診情報】

- 現在、令和6（2024）年度から、被保護者の健診情報※1をマイナポータルで閲覧できるよう、支払基金等の「特定健診等データ収集システム」及び「オンライン資格確認等システム」等を改修中※2。
- なお、被保護者の健診情報（40～74歳）をNDBに収載するためには、支払基金のシステム改修が必要である。

※1 健康増進法に基づく自治体健診。令和6（2024）年4月以降に実施されたもの。※2 システム改修経費等は厚生労働省から補助

2 NDB収載のニーズと対応案

- 被保護者の健診情報をもとに、健康状態の実態を正確に把握することができ、介入の効果・必要性の検討など政策立案や研究結果の精度の向上が期待できる。
- 被保護者の健診情報の追加によって、個人が特定されないよう、引き続き、法律に基づく安全管理措置等を講じる。
- 福祉事務所からNDBへの健診情報の情報収載は、支払基金内の「特定健診等データ収集システム」を経由する想定であり、支払基金内のシステム改修でNDB収載が可能である。

- ▶ 必要な予算を確保した上でシステム改修を行うとともに関係省令を改正し、令和7（2025）年度以降にNDBの収載・提供を開始してはどうか。

事業主健診情報（40歳未満）について

1 事業主健診情報（40歳未満）

【事業主健診情報（40歳未満）】

- 令和4（2022）年1月より、効率的・効果的な保健事業を推進するため、保険者は、事業者等に対して事業主健診情報（40歳未満）※1を提供するよう求めることができ、提供を求められた事業者等は事業主健診情報を提供する法的な仕組みが設けられた。
- これにより、事業者等から提供を受けた事業主健診情報を加入者が、マイナポータルで自身の健診情報を閲覧することが可能となるとともに、医療機関等で加入者の同意の下、加入者の医療情報や健診情報等を確認することが可能となる。
- 現在、令和5（2023）年度中に、事業主健診情報（40歳未満）をマイナポータルを通じて閲覧可能とするため、支払基金等の「特定健診等データ収集システム」及び「オンライン資格確認等システム」等を改修中※2である。
- なお、事業主健診情報をNDBに収載するためには、支払基金のシステム改修が必要である。

※1 労働安全衛生法に基づき実施する健診 ※2 システム改修費等は厚生労働省から補助

2 NDB収載のニーズと対応案

- 事業主健診情報（40歳未満）は、悉皆データではないが、事業主健診情報（40歳未満）をもとに、生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、経年的な健康課題の把握・対策への活用など、政策立案や研究結果の精度の向上が期待できる。
- 事業主健診情報（40歳未満）の追加によって、個人が特定されないよう、引き続き、法律に基づく安全管理措置等を講じる。
- 事業主健診情報（40歳未満）の情報収載は、支払基金内の「特定健診等データ収集システム」を経由する想定であり、支払基金内のシステム改修でNDB収載が可能である。

- ▶ 必要な予算を確保した上でシステム改修を行うとともに関係省令を改正し、令和7（2025）年度以降にNDBの収載・提供を開始してはどうか。